



## 八重瀬町公共施設建設委員会委員名簿

任期：平成20年10月17日から平成22年10月16日まで

氏名 (ふりがな)	役職名	条例第3条の選出区分
1 (みやぎ せいとく) 宮城 政徳	八重瀬町教育委員 元小学校校長	1号・総合開発審議会委員
2 (あらかき りょうこう) 新垣 良剛	元那覇市課長	2号・都市計画審議委員
3 (きんじょう としみつ) 金城 敏光	町選挙管理委員会委員長 行政書士・元東風平町課長	
4 (あらかき いさお) 新垣 勲	八重瀬町商工会会長	3号・公共的団体役員
5 (のほら しげる) 野原 繁	沖縄県農業協同組合 東風平支店支店長	
6 (あさと みつお) 安里 美津男	町農業委員会委員長 農業・元具志頭村課長	
7 (いは みさこ) 伊波 操子	八重瀬町婦人会会長	
8 (くによし ひでこ) 国吉 秀子	八重瀬町婦人会前会長	
9 (のほら みねかず) 野原 峯和	八重瀬町区長会代表 元八重瀬町課長	4号・学識経験者
10 (ちねん ひろかず) 知念 弘聡	(株)真南風 主任研究員	
11 (いじゅ もりかず) 伊集 守和	八重瀬町副町長	5号・町職員
12 (あらかき せいとく) 新垣 清徳	八重瀬町教育長	

○八重瀬町公共施設等建設委員会設置条例

(平成 18 年 3 月 15 日条例第 122 号)

(設置)

第 1 条 八重瀬町公共施設等建設に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、八重瀬町公共施設等建設委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ次の事項について調査審議する。

- (1) 町庁舎の位置及び敷地の選定に関する事。
- (2) 町庁舎建設の基本的事項に関する事。
- (3) 公共施設建設の位置及び敷地の選定に関する事。
- (4) 公共施設建設の基本的事項に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 総合開発審議委員
- (2) 都市計画審議委員
- (3) 公共的団体役員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 町職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## ○新庁舎整備の検討について

国の三位一体の改革などの今後のより厳しい財政状況のもと、現在の行政サービスを将来にわたり維持するため、平成18年1月に東風平町と具志頭村が合併し、八重瀬町が誕生しました。2町村が合併した意義は、両町村がより強固な行財政基盤を築き、効率的な行財政運営を行うことにより、社会変化に対応し質の高い住民サービスを提供することでした。

新町となり、八重瀬町の基本計画である「新町建設計画」（平成17年3月に東風平町・具志頭村合併協議会発行）に基に、地域特性を活かした、住民が誇りや自信を持てるまちを目指し進んできました。また、身の丈にあった行財政運営を行い、自立し持続する新町をつくるためには、行政の各分野においてムダを無くし、財政の健全化を確立するため、平成18年12月に「八重瀬町集中改革プラン」を公表し、「八重瀬町行政改革大綱」に掲げた重点事項を集中的かつ着実に推進するため改革目標に向かって努力してきました。

一方、現在まで本庁舎（旧具志頭村役場）と分庁舎（旧東風平町役場）との分庁舎方式で行政サービスを続けてきましたが、本町の北部地域の住民や自己車両のない高齢者等から、本庁舎の位置や路線バスの本数などの事由から、本庁舎までの行き来に時間等がかかり不便との声があり、住民の利便性や行政サービスの効率化や庁舎の維持管理コストの面から庁舎の一本化について検討するよう意見が上がっています。

このような状況のもと、平成18年10月の「八重瀬町行政改革推進委員会」からの「第1次八重瀬町行政改革大綱」において、本町の事務所の位置については、当分の間、旧具志頭村役場を本庁とし、旧東風平町役場を支所機能を有する分庁とする旨の協定が成されていますが、分庁方式は住民サービスの維持と収容面積などを考慮してとられた措置であることから、このことが組織や人の分散化につながり、結果として、定員管理の適正化や事務事業の迅速・効率的執行を阻害する要因となっているとし、また、両庁舎の維持管理費が年間約4千万円に達し、その内の2分の1が東風平庁舎の賃借料であることも留意する必要があると答申されています。また、合併の最大目的はスケールメリット（規模拡大による財政効果）の実現であり、このことは、庁舎を一本化し、組織・機構の集約化を進め、すべての住民サービスが一つの窓口で可能となる「ワンストップ行政サービス」の体制を構築する必要があると答申されています。現在の厳しい財政状況下で新庁舎建設は困難であることは承知しているが、新庁舎建設について一定の方向性を見いだすことは、将来のまちづくりを展望する上で有益かつ不可欠であり、今後、関係機関に十分に検討するよう意見が付されています。

また、「八重瀬町行政事務改善委員会」において分庁舎方式の課題について話し合いを行ったところ、①窓口業務は一本化し、②合併特例債を活用して新庁舎が建設できるかどうかの検討を行うために「新庁舎建設検討委員会（仮称）」を早期に立ち上げる必要があると意見が出されています。

そこで、今回、上記の意見等と「平成20年度八重瀬町長施政方針」による新庁舎整備の検討方針から、本町の厳しい財政状況下で合併特例債を活用し、全庁舎方式での新庁舎が整備可能かどうかの検討に着手致しました。今年8月には「新庁舎庁内検討委員会」を立ち上げ、新庁舎整備の必要性和可能性（規模と建設費用）について協議を行いました。今後、本町の財政計画で建設可能かどうか判断後に、地方自治法第4条に定めている、①住民利用に最も便利で、②交通の事情、③他の官公署との関係等を総合的に判断し、新庁舎の位置選定作業に入る予定です。

今後、新庁舎整備にあたっては、学識経験者や各種団体の代表者から構成する「八重瀬町公共施設等建設委員会」を開催（諮問）し、まちづくりからの観点や様々な角度から慎重に検討を開始することとなります。その中で、行財政運営の効率化はもちろん、新庁舎の整備効果等について議論し、その内容については広報誌や住民説明会等で公開し、住民意見を重視し、新町全体として均衡ある発展と住民福祉の向上に配慮し検討を行います。

## 開催予定案

### 第一回八重瀬町公共施設等建設委員会

関係課から新庁舎の必要性についての説明

- 1) 新庁舎の必要理由と建設スケジュールについて(企画財政課)
- 2) 現庁舎の現状と行政改革について(行政経営課)
- 3) 伊覇土地区画整理事業(タウンセンターゾーン)の都市計画(土地利用)について(都市建設課)
- 4) 伊覇土地区画整理事業(タウンセンターゾーン)のこれまでの経緯と今後の進め方について(区画整理課)

### 第二回八重瀬町公共施設等建設委員会

- 1) 新庁舎の規模などの概略について
- 2) 町の財政シュミレーションについて

### 第三回八重瀬町公共施設等建設委員会

- 1) 新庁舎の位置及び敷地の選定の手法について